

# 兵庫県公報

平成19年3月30日

第9号外

発 行 人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目 次

### 規 则

○知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（医務課）	ページ 2
○食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	2
○兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課）	2
○兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	3
○景観形成審議会規則の一部を改正する規則（景観形成室）	4

### 訓 令

○入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令（契約・建設業室）	4
○自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（管財課）	5

### 告 示

○昭和39年兵庫県告示第332号の18（出納長の権限に属する事務の一部委任）及び昭和39年兵庫県告示第332号の18の2（出納長の権限に属する事務の一部の再委任）の廃止	6
--	---

### 公布された法令のあらまし

#### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第27号）

医療法等の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市が処理する同法等に基づく事務のうち、規則で定めることとしている事務を追加する等所要の整備を行うこととした。

#### ●食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

菓子製造業者の自主的な衛生管理の向上を図るため、食の安全安心に資する工程として認定する食品の製造等を行う工程の区分に、菓子・パン製造工程を追加することとした。

#### ●兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第29号）

- 1 障害者の特性及び企業のニーズに応じた職業能力の開発の機会を提供するため、兵庫県職業能力開発審議会の答申に基づき、兵庫障害者職業能力開発校の訓練科目を改める等所要の整備を行うこととした。
- 2 学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の制度に代わり特別支援学校の制度が創設されることに伴い、養護学校の字句を特別支援学校に改める等所要の整備を行うこととした。

#### ●兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）

- 1 尼崎西宮芦屋港において、新たに利便機能付係留施設を設置することに伴い、使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 相生港において、新たに来訪船舶係留施設を設置することに伴い、使用料の額を定めることとともに、当該来訪船舶係留施設の管理を指定管理者に行わせるため、所要の整備を行うこととした。
- 3 これまで、消費税が非課税とされてきた港湾施設の設備を使用する場合における貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装していないものを専用で使用する場合並びに工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合における荷役機械及びその附属施設、上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設等の使用料が課税の対象とされたことに伴い、受益者負担の見地から、当該港湾施設の使用料の適正化を図ることとした。

#### ●景観形成審議会規則の一部を改正する規則（規則第31号）

景観の形成等に関する条例の一部改正に伴い、景観形成審議会が調査審議すべき事項について、次に掲げる事項を追加する等所要の整備を行うこととした。

- 1 地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。
- 2 空地利用等景観基準の決定又は変更に関すること。
- 3 空地の利用等に係る勧告に関すること。

### 規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第27号

##### 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項、第6条第2項」を「第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項、第9条第2項」に、「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、同表3の項中「第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項、第6条第2項」を「第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項、第9条第2項」に、「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、同表5の項1中「という。」の右に「第6条の6第1項又は法」を、「適用される法」の右に「第42条の2第1項、」を加え、「第56条第2項若しくは第3項」及び「又は法第70条第2項」を削り、同項2中「法第4条第1項」の右に「、第6条の3第1項若しくは第2項」を加え、「第16条」を「第16条ただし書」に改め、「第27条」の右に「、第42条の2第1項」を加え、「第51条第1項」を「第52条第1項」に改め、「、第56条第2項若しくは第3項」を削り、「、政令」の右に「第3条の3、」を加え、「第4条の2、第5条の7」を「第4条の2第1項若しくは第2項、第5条の12」に、「第5条の8」を「第5条の13」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第28号

##### 食の安全安心と食育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

食の安全安心と食育に関する条例施行規則(平成18年兵庫県規則第45号)の一部を次のように改正する。  
別表第1中「第3条」の右に「、第10条」を加え、同表に次のように加える。

|                                                           |         |
|-----------------------------------------------------------|---------|
| 8 菓子・パン製造工程<br>食品衛生法に基づく菓子製造業の許可を受けた施設において、菓子又はパンの製造を行う工程 | 30,000円 |
|-----------------------------------------------------------|---------|

##### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 兵庫県規則第29号

## 兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

兵庫障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、訓練期間3年の訓練期間にあつては4,200時間以上（1年につき標準1,400時間）とし、訓練期間2年の訓練科目にあつては2,800時間以上（1年につき標準1,400時間）とし」を削り、「1,400時間以上」の右に「とし、訓練期間6月の訓練科目にあつては標準700時間」を加える。

第6条中「毎年4月」を「訓練期間1年の訓練科目にあつては毎年4月とし、訓練期間6月の訓練科目にあつては毎年4月及び10月」に改め、「4月」の右に「及び10月」を加える。

第7条第3号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「中等部」を「中学部」に改め、「臨床検査科及び」を削る。

別表普通課程の款臨床検査料の項を削り、同表短期課程の款インテリア・サービス科の項の後に次のように加える。

OA事務科	6月	15人
-------	----	-----

別表短期課程の款実務作業科の項中「実務作業科」を「総合実務科」に、「10人」を「15人」に改める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 兵庫県規則第30号

## 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の後に次の1号を加える。

(2) 利便機能付係留施設 様式第1号の2

別表第2港湾施設の設備を使用する場合の款中

来訪船舶係留施設	艇長1メートルにつき24時間	760円	—	—	
----------	----------------	------	---	---	--

を

来訪船舶係留施設	艇長1メートルにつき24時間	760円	760円	—	
利便機能付係	艇長6メートル未満の船舶	1隻につき1月	14,000円	—	—
	艇長6メートル以上7.5メートル未満の船舶	1隻につき1月	15,000円	—	—

留施設	艇長7.5メートル以上の船舶	1隻につき1月	15,000円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに150円を加算した額	—	—	—
-----	----------------	---------	---	---	---	---

に改め、同款貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地で、舗装していないものの項中「150円」を「157円」に、「120円」を「126円」に、「60円」を「63円」に改め、同表工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款荷役機械及びその附属施設の項中「2,750円」を「2,880円」に、「1,660円」を「1,740円」に、「1,570円」を「1,640円」に改め、同款上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設の項中「2,580円」を「2,700円」に、「1,590円」を「1,660円」に、「1,480円」を「1,550円」に改め、同款その他のものの項中「1,350円」を「1,410円」に、「840円」を「882円」に、「810円」を「850円」に、「140円」を「147円」に、「82円」を「86円」に、「70円」を「73円」に改める。

別表第5 東播磨港小型船舶係留施設の項の次に次のように加える。

相生港那波旅客來訪船舶桟橋	相生市那波南本町8丁目
---------------	-------------

#### 「利便機能付係留施設

様式第1号の2中「小型船舶係留施設使用許可申請書」を

使用許可申請書に改める。

小型船舶係留施設

」

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

景観形成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第31号

#### 景観形成審議会規則の一部を改正する規則

第1条 景観形成審議会規則（平成5年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第20号を第21号とし、第2号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景観条例第7条の2第1項の規定による地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。

第2条 景観形成審議会規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号及び第10号中「又は空地」を削り、同項中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

(19) 景観条例第27条の15第1項の規定による空地利用等景観基準の決定又は変更に関すること。

(20) 景観条例第27条の15第3項の規定による空地の利用等に係る勧告に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

## 訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関

入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

## 入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令

入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「又は公募型指名競争入札（入札参加を希望する者を公募し、工事等の実績その他の応募資格を審査の上、応募資格を有する者を選定する指名競争入札をいう。以下同じ。）」を削る。

第9条第2項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室長」を「県土整備部県土企画局契約管理課長」に改める。

第19条第1項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室」を「県土整備部県土企画局契約管理課」に改める。

別表第1農林水産部会の項1中「又は公募型指名競争入札」を削り、同表土木部会の項及びまちづくり部会の項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室」を「県土整備部県土企画局契約管理課」に改め、同表企業部会の項1中「又は公募型指名競争入札」を削り、同表神戸県民局部会の項1中「公募型指名競争入札」を「一般競争入札」に改める。

「県土整備部県土企画局契約・建設業室長 県土整備部県土企画局交通政策課長	「県土整備部県土企画局契約管理課 県土整備部県土企画局技術企画課
---	-------------------------------------

別表第2土木部会の項中 「を」

「県土整備部県土企画局空港政策課長 県土整備部県土企画局技術管理室長」	「県土整備部県土企画局交通政策課 県土整備部県土企画局空港政策課
--	-------------------------------------

長  
長

に改め、同表まちづくり部会の項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室長」を「県土整備部県土企画  
長  
長」

局契約管理課長」に、「県土整備部県土企画局技術管理室長」を「県土整備部県土企画局技術企画課長」に改め、同表企業部会の項中「企業庁管理局総務課参事（経営企画を担当する者に限る。）」を「企業庁管理局総務課経営企画参事」に、「企業庁管理局水道課参事（施設整備を担当する者に限る。）」を「企業庁管理局水

「企業庁地域整備局公園都市整備課参事（分譲企画を担当する者に限る。）」「企  
道課施設整備参事」に、「企業庁地域整備局潮芦屋整備課長  
企業庁地域整備局臨海整備課長」  
」企

業庁地域整備局公園都市整備課住宅分譲室長 「病院事業副管理者

業庁地域整備局臨海整備課長 「に改め、同表病院部会の項中  
に改める。

業庁地域整備局臨海整備課分譲企画室長 「病院局長」

別表第3土木部会の項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室」を「県土整備部県土企画局契約管理課」に、「埋蔵文化財調査分科会」を「考古博物館分科会」に、「埋蔵文化財調査事務所」を「県立考古博物館」に改め、同表まちづくり部会の項中「県土整備部県土企画局契約・建設業室」を「県土整備部県土企画局契約管理課」に改め、同表病院部会の項中「成人病センター分科会」を「がんセンター分科会」に、「県立成人病センター」を「県立がんセンター」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 兵庫県訓令第2号

本  
府  
地  
方  
機  
関

自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

## 自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

自家用電気工作物保安規程（昭和40年兵庫県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「別表に定める」を「前項の」に改め、同項を同条第2項と

し、同条に第1項として次の1項を加える。

保安管理者は、電気工作物の巡視、点検及び測定に関する基準を定めるものとする。

第12条中「前条第1項」を「前条第2項」に改める。

第14条第5項を次のように改める。

(5) 電気事業者と電力系統を連系する場合における当該電気事業者との協調その他関係電気事業者との連絡  
に関すること。

第17条第1項中「様式第1号により」を削り、同条第2項中「、様式第2号により」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(法定事業者検査)

第17条の2 法定事業者検査は、法及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）で定めるところにより、主任技術者の監督の下に適切に実施し、主任技術者は、その記録を必要な期間保存しなければならない。

別表、様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 告 示

### 兵庫県告示第408号の2

昭和39年兵庫県告示第332号の18（出納長の権限に属する事務の一部委任）及び昭和39年兵庫県告示第332号の18の2（出納長の権限に属する事務の一部の再委任）は、平成19年3月31日限り、廃止する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三